

償却資産の税額等の算出方法

1. 評価額の算出方法

申告していただいた資産を1品ずつ取得時期、取得価額及び耐用年数を基本に計算し、評価額を算出します。

- ア 前年中に取得のもの
取得価額 × 減価残存率（前年中取得） = 評価額
- イ 前年前に取得のもの
前年度評価額 × 減価残存率（前年前取得） = 評価額

※以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%の額が評価額となります。

2. 課税標準額の算出方法

所有者ごとに上記方法で求めた1品ずつの評価額を合算し、1,000円未満を切り捨てたものが課税標準額になります。

3. 税額の算出方法

上記課税標準額に税率を乗じて税額を算出します。

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切り捨て)
-------------------------	---	--------------	---	--------------------

4. 計算例（概算）

① 1品ずつの評価額を算出します。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	令和7年度評価額
舗装 (コンクリート)	R6.9	2,700,000	15年	0.929 (前年中取得)	2,700,000円 × 0.929 = 2,508,300円 (令和6年度評価額)
エアコン	R5.5	500,000	6年	0.840 (前年中取得)	500,000円 × 0.840 = 420,000円 (令和5年度評価額)
				0.681 (前年前取得)	420,000円 × 0.681 = 286,020円 (前年度評価額) (令和6年度評価額)
看板	R5.12	1,600,000	3年	0.732 (前年中取得)	1,600,000円 × 0.732 = 1,171,200円 (令和5年度評価額)
				0.464 (前年前取得)	1,171,200円 × 0.464 = 543,436円 (前年度評価額) (令和6年度評価額)



② 1品ずつ求めた評価額を合算し、1,000円未満を切り捨てて課税標準額を算出します。

$$2,508,300 + 286,020 + 543,436 = 3,337,756 \text{円} \Rightarrow \mathbf{3,337,000 \text{円}} \text{ (課税標準額)}$$



③ 課税標準額に税率を乗じ、100円未満を切り捨てたものが税額となります。

$$3,337,000 \text{円} \times 1.4\% = 46,718 \text{円} \Rightarrow \mathbf{46,700 \text{円}} \text{ (税額)}$$